

京都市訓令甲第 8 号
事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

京都市長 門 川 大 作

別表第1第1類の款保健福祉局障害保健福祉推進室の項中「、児童福祉センター（発達障害者支援センターに限る。）」を削り、同款子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部の項中「（発達障害者支援センターを除く。）」を削る。

別表第2地域リハビリテーション推進センター所長の項の次に次の1項を加える。

地域リハビリ テーション推 進センター地 域連携推進担 当部長	(1) 担当事務に係る申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する こと。 (2) 前号に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る事務事業の計画 及び実施に関すること。
---	---

別表第2地域リハビリテーション推進センター企画課長の項中「地域リハビリテーショ
ン推進センター企画課長」を「地域リハビリテーション推進センター相談課長」に改める。

別表第2こころの健康増進センターデイ・ケア課長の項の次に次の1項を加える。

こころの健康 増進センター 発達障害者支 援センター長	(1) 発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業の実施に関 すること。
--------------------------------------	---

別表第4課長（第二児童福祉センター発達相談課長及び診療課長を除く。）及び発達障害
者支援センター長の項中「及び発達障害者支援センター長」を削る。

別表第4発達相談所診療療育課長の項及び発達障害者支援センター長の項を次のよう
に改める。

発達相談所診 療療育課長	(1) 児童の入退所に関すること。
-----------------	-------------------

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)